旅客施設使用料の取扱いに関する通達の発出について

平成１６年９月
航空局飛行場部管理課

１．通達発出の背景

旅客から空港ターミナルビルの共用施設に係る使用料（旅客施設使用料）を徴収する場合には、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定に基づき、地方航空局長の承認を受けなければならないこととされており、既に国際線につきましては、福岡、名古屋、羽田の各空港において同承認を受けて、徴収がなされているところであります。

一方、国内線につきましては、これまで、旅客施設の整備に係る費用を就航航空会社から便数及び旅客数等に応じて徴収しているところでありますが、関係者においては、羽田空港第２ターミナルビルの供用、中部国際空港の開港に伴う旅客ターミナルビルの供用にあわせ、共用施設に係る費用負担関係をより単純かつ透明性のあるものとするとともに、規模の比較的小さい新規航空会社の参入を容易にするため、旅客施設使用料を徴収することについて検討を進めているところであります。

このような状況を踏まえまして、今般、国管理の空港における構内営業に関する料金等について、承認権限を有する東京及び大阪航空局長に対し、旅客施設使用料に関する通達を発出し、その取扱要領を策定いたしました。

２．通達の概要

東京及び大阪航空局長は、ターミナルビルについて行う旅客サービス施設提供業を営む者より、旅客施設使用料を設定又は変更することについて、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定に基づく承認申請があった際は、以下の基準により取扱うものと定めました。

１．空港旅客ターミナルビルの施設のうち、出発・到着コンコース、連絡通路等、旅客の共通の利用に供するものに係る使用料であること。

２．料金が合理的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。

３．料金が特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。

４．料金の徴収を航空会社が代行する等、旅客の利便が確保されているものであること。
　また、国内線については、負担の公平性の確保の観点から、出発・到着毎に徴収するものであること。

５．料金の承認を得た後は、毎年、旅客施設使用料に係る収支状況を空港事務所長を経由して地方航空局長に報告し、必要に応じ料金の見直し等を行うことを導入条件とすること。

以　上